

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
| 件名 | 愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | | | |
| 主管課 | 健康増進課 | | | |
| 根拠法令等 | | | | |
| <p>【改正の概要】</p> <p>妊婦健康診査臨時特例基金により行う事業の実施期限を延長するため、基金の設置期間を次のとおり延長する</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(改正前)</p> <p><u>平成 23 年 3 月 31 日</u></p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(改正後)</p> <p><u>平成 24 年 3 月 31 日</u></p> <p>但し、平成 24 年 3 月 31 日までに実施された事業に係る精算については、平成 24 年 9 月 30 日までの間で精算が完了する日まで</p> </td> </tr> </table> | | | <p>(改正前)</p> <p><u>平成 23 年 3 月 31 日</u></p> | <p>(改正後)</p> <p><u>平成 24 年 3 月 31 日</u></p> <p>但し、平成 24 年 3 月 31 日までに実施された事業に係る精算については、平成 24 年 9 月 30 日までの間で精算が完了する日まで</p> |
| <p>(改正前)</p> <p><u>平成 23 年 3 月 31 日</u></p> | <p>(改正後)</p> <p><u>平成 24 年 3 月 31 日</u></p> <p>但し、平成 24 年 3 月 31 日までに実施された事業に係る精算については、平成 24 年 9 月 30 日までの間で精算が完了する日まで</p> | | | |
| 施行日 | 公布の日 | | | |
| <p>【その他参考事項】</p> <p>基金の残額の処分</p> <p>基金に残余額があるときは、国に返還する。</p> | | | | |